

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○牧原委員長 次に、日吉雄太君。

○日吉委員 自由党の日吉雄太でございます。

何度も申しわけございませんが、本日も辺野古の埋立承認撤回処分の執行停止について質問をさせていただきます。

まず、きょうは、国土交通大臣の出された通知を資料として御用意させていただきました。こちらの資料五の②、「別紙」というところがございまして、この二番、「本件申立ての適法性について」というところをちょっとごらんいただきましたのですが、この（1）、「審査請求をなし得る者は、「行政庁の処分不服がある者」、「ここにいう「処分」、すなわち、「行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為」とは、「直接国民の権利義務を形成したその範囲を確定する」ものである」と言っております。「申立人のような国の機関であっても、上記の意味での「処分」を受けたものといえれば、一般私人と同様の立場で「処分」を受けたものとして、「審査

請求をなし得る」、このような解釈をされております。

かいつまんで申し上げますと、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するのであれば、一般私人と同様の立場での処分だ、このような判断がされているというところでございます。

ここで五の⑤の資料をごらんいただきたいのですが、ここに、今、国土交通大臣の通知が引用されています。判決を抜粋しております。ここで、行政庁の処分とは、行政庁の法令に基づく行為の全てを意味するものではなく、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められるものであるというふうなことを言っております。ここでこの判例が言っているところは、行政庁の法令に基づく行為の全てが行政処分ではなくて、その権利義務を形成し又はその範囲を確定するものだけが行政庁の処分だと言っているわけでございます。

ちなみに、この裁判は、東京都の行った行為が行政処分にあたるのか否かが問われた裁判ですが、東京都の行為に不服を持った相手方は、個人であったのか、国の機関等であったのか、ちょっとお答えいただけますでしょうか。国土交通省、お願いします。

○林政府参考人 申しわけありません。ちょっと通告をいただいておりますので、今ちょっとお答えをさせていただきます材料を持ち合わせておりません。申しわけありません。

○日吉委員 こちらの裁判の東京都の相手方とい

うのは個人でありまして、個人であるので、ここでは一般私人とか固有の資格とかが論じられているような内容ではございません。したがって、ここで言う直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するか否かというのは、一般私人かどうか、固有の資格かどうかを論じた判例ではないというのをまず申し上げさせていただきます。

その上で、この下に表を今記載をさせていただきます。第七條二項の処分の範囲をちょっと図示したものでございます。前回お伺いしたときに、この七條二項で言っている処分の範囲というのは、一般私人と同様の立場でかつ権利義務を確定するもの①と、④の固有の資格であって権利義務を確定していないものがここで言う七條二項の処分の範囲だというふうにご覧いただいたというふうにご覧いただいておりますが、ここで固有の資格の例として、地方公共団体が発行する債券、地方債が固有の資格で行う行為の例示が一般的であるというふうな御説明もいただきました。

この地方公共団体の発行する債券ですが、例えば、地方公共団体の実質収支が赤字だとか起債制限比率が一定水準以上の地方公共団体に対しては許可制がとられておりまして、地方債を発行できるかどうか国が許可をするという、この許可をする行為というのは、ここで一般論として固有の資格で権利義務を確定しないものかどうか、総務省にお伺いいたします。

○吉開政府参考人 お答え申し上げます。

国民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものと判断される処分につきましては、その名宛て人が国の機関や地方公共団体であっても、一般私人と同様の立場で受ける処分と言えることから、不服審査法第七条二項の固有の資格に当たらないとすることにつきまして、これを否定すべき理由はございません。行政不服審査法の趣旨、目的にも沿ったものと考えられます。

その上で、御指摘の固有の資格に該当する例として挙げられている地方債の起債の許可につきましては、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものには当たらないと考えられるところでございます。

**○日吉委員** 範囲に当たらないとしますと、地方債を発行する、発行しないという国の許可、許可しない、するという、これは権利義務を確定するものではないということでしょうか。もう一度お願いいたします。

**○吉開政府参考人** 先ほど御答弁申し上げたとおり、国民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすものと判断される処分につきましては、その名宛て人が国の機関や地方公共団体であっても、一般私人と同様の立場で受ける処分と言えることから、不服審査法七条二項の固有の資格に当たらないとすることについて、これを否定すべき理由はないということでございますので、地方債の起債の許可につきましては、国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定するものには当たらないというふうに考えております。

**○日吉委員** 地方債を発行するかしないかという

ことを国が許可するしないというのが、地方の公共団体の権利義務を確定するものではないという答弁をいただきましたが、本当にそれでよろしいんでしょうか。菅官房長官、どのようにお考えになりますか。

**○菅国務大臣** 所管で今答弁したとおりだと思います。

**○日吉委員** 一般的に考えられまして、国の許可が権利義務を確定するものではないという全く理解できないような内容であって、ちょっと当惑するところがございますけれども、ここで言っている、固有の資格、一般私人と同様の立場というものがございませけれども、この国土交通大臣の通知の中にあります、権利義務を確定するというところで一般私人と同様の立場であるというふうに断定することはできなくて、あくまでも、権利義務を確定するからといったとしても、それが一般私人と同様の立場なのか、固有の資格に基づいて行われたものなのか、これをしっかりと判断しなければならぬということ、国土大臣の通知については適正な手続が行われていなかったということ、私を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。